

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(室生村森林組合)

宇陀市監査委員

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 室生村森林組合
- (2) 対象事務 室生村森林組合における宇陀市からの財政援助（宇陀市森林組合補助金他3件）に係る出納その他の事務で、主として令和2年度及び3年度執行の事務
- (3) 所管課 農林商工部農林課

3 監査の期間

令和5年1月23日から令和5年3月23日まで

4 監査の方法

監査は、室生村森林組合に対し、令和2年度及び3年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、財務諸表等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

5 室生村森林組合の概要

(1) 設立の趣旨

室生村森林組合は、森林組合法に基づく法人で、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的としている。

出資金は、令和4年3月31日現在、39,428千円である。

(2) 事務所等の所在地

室生村森林組合の事務所等の所在地は、第1表のとおりである。

【第1表】 室生村森林組合の事務所等の所在地

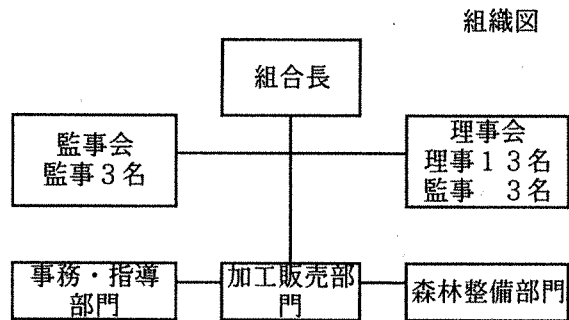
所在地	備考
奈良県宇陀市室生区大野2439番地	事務所・第1工場
奈良県宇陀市室生区大野3919番地の3	第2工場
奈良県宇陀市室生区三本松4352番地	木友館
奈良県宇陀市室生区室生919番地	雇用促進住宅

(3) 組織

令和4年3月31日現在の組合員・役員等の状況、組織の構成は、第2表のとおりである。

【第2表】

	人 数
組 合 員	932(村外 約300) 名
役 員	16名(理事13名、監事 3名) *代表理事組合長は常勤である。
総 代 員	200 名
職 員 数	6 名



(4) 主な事業

ア 指導部門

- ・ 情報提供 組合だよりの発刊等
- ・ 指導 山林経営、山林管理等
- ・ 各種団体との協調 林研グループ・造林事業実施組合等

イ 加工・販売部門

- ・ 小径木の加工・販売
- ・ 一般建築の施工
- ・ 公園施設、遊具等の加工・販売
- ・ 防腐・防虫加工

加工・販売部門における受託収入及び販売収入の状況は、第3表のとおりである。

【第3表】

区 分	令和3年度				令和2年度			
	受 託		販 売		受 託		販 売	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
白 自然 丸太・杭			7,092 本	2,132,390			6,044 本	1,895,013
白 円柱 丸太・杭			5,807 本	2,364,266			8,929 本	5,227,993
白 丸 棒 加 工 材			本				992 本	580,888
白 製 材 品			4,983 丁	2,510,329			714 丁	880,606
ACQ 自然丸太・杭			5,239 本	2,454,601			4,068 本	1,661,497
ACQ 円柱丸太・杭			1,735 本	2,139,213			2,660 本	2,901,776
ACQ 丸棒加工材			606 本	981,853			295 本	322,419
ACQ 製 材 品			1,335 丁	1,851,737			1,232 丁	2,276,119
ACQ受託注入加工料	106.009 m ³	2,213,073			93.991 m ³	1,930,271		
ACQ そ の 他			56 件	343,400			56 件	533,180
丸 棒 委 託 加 工 料	171 本	1,147,533			283 本	1,707,020		
建 築 一 般								
遊 具 ・ 公 園 資 材			8 件	2,488,000			11 件	1,161,957
林 産 品 そ の 他			1,000 件	3,130,409			1,650 件	4,728,082
計		3,360,606 円		20,396,198		3,637,291		22,169,530
			合計	23,756,804			合計	25,806,821

ウ 森林整備部門

- ・ 造林、保育（下刈、間伐、枝打ち等）事業の実施
- ・ 各種森林整備事業の計画、施工
- ・ 山林撫育、山林管理の受託
- ・ 林道、作業道の開設及び補修
- ・ 林業機械、資材、山行き苗等の販売
- ・ 金融関連

森林整備部門の利用事業の状況は、第4表のとおりである。

【別表4】

利用事業

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和2年度				
	数 量	金 額	数 量	金 額			
造林補助事業 木材生産林育成整備事業	造 林	0 ha	0	造 林	0 ha	0	
	保	下 刈	0 ha	0	下 刈	0 ha	0
		保 育 間 伐	0 ha	0	保 育 間 伐	0 ha	0
		枝 打 ち	0 ha	0	枝 打 ち	0 ha	0
	育	間 伐 等	0 ha	0	間 伐 等	0 ha	0
		更 新 伐	0 ha	0	更 新 伐	0 ha	0
	森 林 作 業 道 設 開	0 m	0	森 林 作 業 道 設 開	0 m	0	
美しい森林づくり 基盤整備事業	間 伐	50.06 ha	11,342	間 伐	58.48 ha	13,114	
	森 林 作 業 道 設 開	521 m	702	森 林 作 業 道 設 開	0 m	0	
施業放置林整備事業		10.47 ha	4,085		59.3 ha	22,929	
混交林誘導整備事業		1.99 ha	1,998		0 ha	0	
宇陀市県産材 生産促進事業	間 伐 材 産 促 進	689 m ³	1,792	間 伐 材 産 促 進	737 m ³	1,365	
森林整備地域活動 支援交付金事業		1 件	1,201		1 件	356	

(5) 宇陀市との関係

室生村森林組合が行う各種事業に対して補助金を交付している。

令和2年度には16,916,580円、令和3年度には17,119,200円を交付している。

【補助金】

	令和2年度	令和3年度
宇陀市森林組合補助金	2,081,000円	2,081,000円
県産材生産促進事業補助金	1,365,000円	1,792,000円
森林整備地域活動支援事業補助金	356,080円	1,201,200円
美しい森林づくり基盤整備交付金	13,114,500円	12,045,000円
合計	16,916,580円	17,119,200円

(6) 収支の状況

ア 損益計算書

室生村森林組合の令和2年度及び3年度の収支状況は、第5表のとおりである。なお、消費税処理は税抜処理である。

【第5表】
損益計算書

科目	令和3年度					令和2年度				
	総合計算の部		一般事業			総合計算の部		一般事業		
	小計	合計	指導	加工	森林整備	小計	合計	指導	加工	森林整備
I 事業総損益										
1. 収益	50,223,631		10,044,726	25,111,816	15,067,089	70,623,977		7,670,358	25,732,989	37,220,630
2. 費用	22,193,236		4,438,647	11,096,619	6,657,970	31,761,172		2,564,620	12,778,819	16,417,733
< 事業総利益 >		28,030,395	5,606,079	14,015,197	8,409,119		38,862,805	5,105,738	12,954,170	20,802,897
II 事業管理費										
1. 人件費	17,993,723		3,598,744	8,996,863	5,398,116	27,170,676		5,434,135	13,585,339	8,151,202
2. 旅費・交通費	274,423		54,884	137,213	82,326	116,228		23,245	58,115	34,868
3. 事務費	813,149		162,629	406,576	243,944	1,028,853		205,770	514,428	308,655
4. 業務費	335,370		67,074	167,685	100,611	183,190		36,638	91,595	54,957
5. 諸税・負担金	1,390,287		278,057	695,144	417,086	1,552,413		310,482	776,208	465,723
6. 施設費	7,043,697		1,408,739	3,521,849	2,113,109	6,135,861		1,227,172	3,067,931	1,840,758
7. 雑費	575,918		115,183	287,960	172,775	719,020		143,804	359,510	215,706
事業管理費計		28,426,567	5,685,310	14,213,290	8,527,967	36,906,241		7,381,246	18,453,126	11,071,869
< 事業利益 >		△ 396,172	△ 79,231	△ 198,093	△ 118,848	1,956,564		△ 2,275,508	△ 5,498,956	9,731,028
III 事業外損益										
1. 事業外収益		2,500,584					3,762,044			
2. 事業外費用		445,958					793,626			
事業外利益		2,054,626					2,968,418			
< 経常利益 >		1,658,454					4,924,982			
IV 特別損益										
1. 特別利益		511,543					0			
2. 特別損失		9,292					8,546			
特別損益		502,251					△ 8,546			
< 税引前当期純利益 >		2,160,705					4,916,436			
法人税、住民税及び事業税		338,600					1,055,900			
当期剰余金		1,822,105					3,860,536			
前期繰越剰余金		6,077,566					3,817,030			
当期末処分剰余金		7,899,671					7,677,566			

7 監査の結果

室生村森林組合の出納その他の事務及び所管課における補助金の交付事務については、一部手続きの不備があるものの、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、監査における結果は次のとおりである。

(1) 宇陀市森林組合補助金について

宇陀市の林業振興を図るため、宇陀市森林組合又は室生村森林組合が森

林組合法第9条に規定する事業を行うとき、予算の範囲内において補助金が交付されている。

この補助金については、森林組合職員の人件費に充当されていた。

補助金の交付については、宇陀市森林組合補助金交付要綱に基づいて令和2年度、3年度に2,081,000円が交付されていた。

申請手続等について確認したところ、補助事業の完了にともない宇陀市森林組合補助金交付請求書(様式第7号)、事業報告書(様式第2号)及び収支精算書(様式第3号)を市長に提出することとなっているが、収支精算書は提出されていたが、記載内容については、精算額が未記載となっていた。

(2) 宇陀市県産材生産促進事業補助金について

森林の保全や水源のかん養など森林の有する公益的機能の持続的な発揮を目的とした間伐等の適正な森林整備を推進するとともに、未利用となっている県産材の搬出及び利用促進を図るため、宇陀市内の森林組合及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により奈良県知事の認定を受けた事業主に対し県産材生産促進事業の経費について補助金が交付されている。

補助金の交付については、宇陀市県産材生産促進事業補助金交付要綱に基づいて令和2年度に1,365,000円、3年度に1,792,000円が交付されていた。

申請手続等について確認したところ、適正に処理されていた。

(3) 宇陀市森林整備地域活動支援交付金について

適時適切な森林施業が十分に行われず森林の発生を防止し、森林の有する多面的機能が確保されるよう、森林経営計画等の作成を通じた森林整備の推進を図るため、国が定める森林整備地域活動支援交付金実施要領に規定する、森林施業の集約化及び森林施業の推進に必要な地域活動等を行う森林所有者等に対し、宇陀市森林整備地域活動支援交付金を予算の範囲内で交付されている。

補助金の交付については、宇陀市森林整備地域活動支援交付金交付要綱に基づいて令和2年度に356,080円、3年度に1,201,200円が交付されていた。

申請手続等について確認したところ、令和3年度において、交付金を2,154,750円と交付決定したが、事業メニュー中、境界の明確化(測

量あり)において境界立会等に不測の時間を要したことから、申請した計画面積を達成できなかったことにより、1,201,200円となっていた。

この場合、交付要綱によれば、変更の承認申請を行い、市長の承認を受けなければならないとしているが、変更に係る手続きがなされていなかった。

(4) 宇陀市美しい森林づくり基盤整備事業補助金について

特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条により市長が作成した特定間伐等促進計画)に基づき、森林所有者等が実施する取組みを支援するために、美しい森林づくり基盤整備事業補助金が交付されている。事業実施された補助対象事業は、間伐及び森林作業道整備事業であった。

補助金の交付については、宇陀市美しい森林づくり基盤整備事業補助金交付要綱に基づいて令和2年度に13,114,500円、3年度に12,045,000円が交付されていた。

申請手続等について確認したところ、事業実績報告における収支精算書(様式第7号)の不備を確認した。

(5) 室生村森林組合に関する事項

宇陀市の森林面積は18,273haで市総面積24,750haの73.8%を占め、そのうち人工林は13,931haで割合は76.2%、天然林は4,204haで割合は23.0%となっている。

また、旧室生地域内の森林面積は、8,685haであり、室生村森林組合員所有の面積は3,388haに及ぶ。

我が国においては、人工林の半数以上が本格的な利用期を迎えている中、面的なまとまりをもった森林計画を確立し、森林資源を循環利用することが課題となっている。豊富な森林資源を循環利用することで、地方創生を図り、林業及び木材産業を安定的に発展させることが重要となってくる。

森林づくりに携わっている森林組合、市、森林所有者等が知恵と工夫を出し合い取り組んでいくことが不可欠である。

また、森林経営管理法の施行により、地域の森林管理の中心的な担い手である森林組合に対して、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売などの強化、これらを通じた山元への一層の利益還元を進めることへの

期待は高まっている。

さらに、森林組合には、森林所有者の経済的社会的地位の向上と、森林の培養及び森林生産力の増進を図り山村地域の活性化に資する役割も期待されている。

これからも、補助制度を有効活用し、行政と一体となった事業のより効率的・効果的な実施を図り、地域の活性化と森林の公益的機能保持の推進に努めると共に、組合員の期待を担って、時代の変化に対応し、将来に渡って安定した事業経営がなされるよう一層の努力を望むものである。

(6) 所管課に関する事項

毎年、宇陀市の林業振興等に資するため室生村森林組合に補助金が交付されている。

この補助金については、各種の補助金要綱に基づいて交付されているが、各補助金交付要綱に基づいた手続を確認したところ、交付要綱に基づいた手続がなされず、前年度踏襲様式による手続きとなっていた。室生村森林組合の担当者に確認したところ、前年度踏襲による様式であるとのことであった。

補助金を交付する担当部署においては、交付団体へ指導する立場にあることから、要綱の把握に努められたい。

森林組合法に基づいて設立された森林所有者の協同組織であり、本市の林業行政の基本である森林整備計画に基づく諸事業の推進のため、森林所有者や関係機関と密接な連携のもとに林業の活性化や森林の公益的機能の拡充に寄与している。

国における動向を踏まえ、宇陀市における森林組合が、地域の森林管理の担い手としての役割を今後も果たしていくために、市からの補助金が森林組合にとってより効果的なものとなるよう指導監督するとともに、市としての役割を認識されたい。